

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	<b>87.8%</b>
うち正規雇用労働者	<b>90.1%</b>
うちパート・有期労働者	<b>103.5%</b>

対象期間： 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

賃 金： 通勤手当・退職金を除く

※正規雇用労働者のうち短時間勤務をしている者（育児短時間勤務者等）やパート労働者については正規雇用労働者の所定労働時間（1日8時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。